

航空機登録令の一部を改正する政令案要綱

第一 出頭義務の廃止等

1 航空機の所有権及び抵当権の得喪等の登録の申請について申請人又その代理人の国土交通省航空局への出頭義務を廃止すること。
(第十一条関係)

2 国土交通大臣は、申請の権利を有する者以外からの申請であると疑うに足りる相当の理由のある場合に、出頭の要求、質問等により申請の権限の有無を調査しなければならないものとする事。

(第十七条の二関係)

第二 施行期日等

1 この政令は、公布の日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める事。
(附則第二項関係)